

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○後期高齢者医療被保険者証の一齐更新について

平成25年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に当村から郵送いたします。有効期限は平成27年7月31日までとなります（ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方については、有効期限及び更新時期が異なる場合があります。）。

現在お使いの被保険者証は、平成25年8月1日以降に当村の後期高齢者医療担当窓口へ返還（郵送可）していただくか、裁断のうえ確実に破棄してください。

- ・ 交付（郵送）されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら当村窓口にお申し出ください。
- ・ 平成24年中の所得状況等により、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合（3割負担から1割負担、1割負担から3割負担）が変わる場合があります。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

《交付を受けられる方》

住民税非課税世帯に属する方（低所得区分Ⅰ及び低所得区分Ⅱの方）は、申請により認定証の交付を受けられます（平成25年度限度額適用・標準負担額減額認定の対象者には、7月下旬に勸奨通知を送付いたします。8月中に申請手続きをしてください。）。

- ・ 低所得区分Ⅰに該当する方：世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の各所得金額が全て0円の方（公的年金の場合は80万円以下）及び老齢福祉年金受給者
 - ・ 低所得区分Ⅱに該当する方：世帯員全員が住民税非課税である方
- ＜申請に必要なもの＞ …… ・印鑑 ・被保険者証
- ＜申請場所＞ …… 村税務住民課後期高齢者医療係

《平成24年度に交付を受けている方》

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成25年7月31日が有効期限となっております。

平成24年中の所得状況等により、平成25年度も引き続き低所得Ⅱまたは低所得Ⅰと判定された方につきましては、**新しい被保険者証とともに新しい認定証が交付（郵送）**されますので、更新手続きの必要はありません。なお、新しい認定証の有効期限は平成26年7月31日となります。

○平成25年度の保険料が決まりました

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

■ 保険料の決まり方（年額）

[被保険者全員が納める額] [所得に応じて納める額]

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{青森県の保険料（限度額55万円）}$$

(40,514円) (基礎控除後の所得×所得割率(7.41%))

※ 基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

○保険料の減免について

天災その他特別な事情等で保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

＜お問い合わせ先＞ 税務住民課 国保グループ 後期高齢者医療係 ☎27-2111（内線152）
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821